

公 示 送 達 書

公告

下記の通知の日付けをもって発付した下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当市役所税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

令和8年6月24日

廿日市市長 松本 太郎

地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

廿日市市長 松本 太郎

[illegible]